

# ◆ 改正道路交通法の施行に伴い、 70歳以上の方の運転免許証更新までの 流れが変わります！

令和4年5月13日から



## どうして変わるの？

昨今、高齢運転者の方による痛ましい交通死亡事故が相次いで発生しております。

このような事故を未然に防ぐため、高齢運転者の方の交通事故防止対策の充実・強化を目的として変わります。



## 何が変わるの？

### ◎ 運転技能検査が【新設】されます

75歳以上で普通自動車対応免許（※）を保有し、一定の違反歴のある方は免許証更新までに運転技能検査を受検しなければなりません。

※普通自動車対応免許とは、普通・準中型・中型・大型の各免許をいいます



### ◎ 高齢者講習、認知機能検査の内容等が一部変更されます

#### 【高齢者講習（70歳以上の方対象）の主な変更点】

- 普通自動車対応免許を更新しようとする方は実車による指導がある講習（2時間）を、それ以外の方及び運転技能検査の対象となる方は実車による指導がない講習（1時間）を受講することとなります。
- 現行では75歳以上の方の高齢者講習は、認知機能検査の結果によって「講習の内容、所要時間及び手数料」が異なりますが、改正後は同じ講習になります。

#### 【認知機能検査（75歳以上の方対象）の主な変更点】

現行の検査項目のうち、指定した時刻を時計の針を描いて示す「時計描画」の検査が廃止されます。

新設される運転技能検査ってどんなもの??

裏面で詳しく、解説しますね！



# 運転技能検査について解説します！



## どのような場合に受検の対象になるの？

75歳以上で普通自動車対応免許を更新しようとする方が、免許証の更新期間内の誕生日の**160日前**を基準とし、**過去3年間**に、普通自動車等の運転（※）に関する**基準違反行為**があった場合は運転技能検査を受けなければなりません。

※二輪・原付・大特・小特の運転に関する違反は対象外です。



### 【基準違反行為の内容】

- ①信号無視 ②通行区分違反 ③通行帯違反等 ④速度超過 ⑤横断等禁止違反
- ⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り ⑦交差点右左折方法違反等 ⑧交差点安全進行義務違反等
- ⑨横断歩行者等妨害等 ⑩安全運転義務違反 ⑪携帯電話使用等



## 検査方法や合否はどうなるの？

- 運転免許試験場又は自動車教習所で、実際にコース内を**普通自動車**で走行し各種課題を実施します。
- 検査の成績は**100点満点**とし、免許の区分に応じた得点になれば合格です。  
大型第二種免許、中型二種免許又は普通二種免許：**80点以上** その他：**70点以上**
- 検査に合格しなかった場合は繰り返し受検できますが、有効期間の満了までに合格しなければ、**免許証の更新はできません**。  
なお、運転技能検査に合格しない場合でも、二輪・原付・大特・小特は更新可能です。

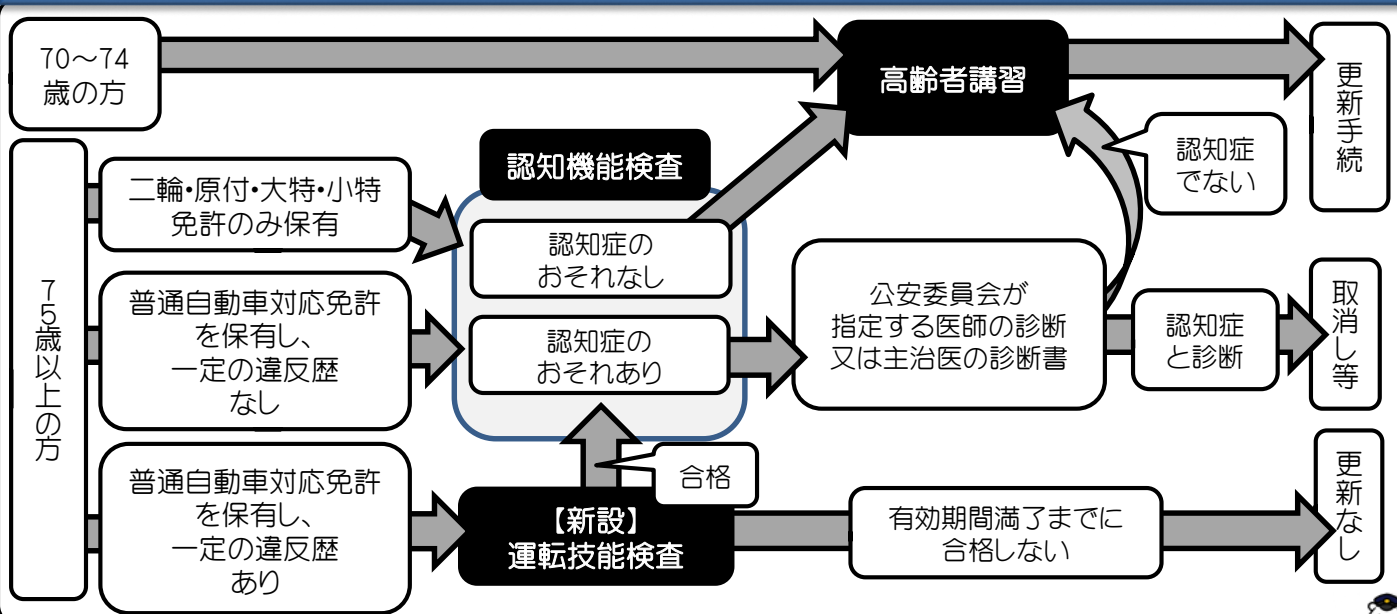


### 【検査の対象となる方について】

免許証の有効期間の満了日が令和4年11月13日以後の方が改正道路交通法の適用を受ける（運転技能検査の対象となり得る）こととなります。

運転技能検査を受ける必要があるかどうかについては、有効期間満了日の約6ヶ月前に公安委員会から書面を送付してお知らせします。

## 施行後の免許更新までの流れ



年齢を重ねると身体能力等の低下のリスクがあります。安全運転を心がけましょう！

